

## インフラメンテナンス国民会議 実行委員会運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、インフラメンテナンス国民会議(以下「国民会議」という。)実施要領第23条及び第33条の規定に基づき、国民会議の実行委員会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

### (実行委員会の構成)

第2条 実行委員会は、総会で選任された委員長及び委員をもって構成する。

### (構成員の任期)

第3条 構成員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 構成員に欠員を生じ、補充の必要があるときは、委員長が決定する。
- 3 前項の規定により就任した構成員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 構成員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

### (招集権者)

第4条 実行委員会は、委員長が招集する。

### (招集通知)

第5条 実行委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、事前に各実行委員に対して通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、実行委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

### (委員長)

第6条 実行委員会に、委員長1名を置く。

- 2 委員長は必要と認めるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 3 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(定足数)

第7条 実行委員会は、実行委員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、第8条第1項の規定により議決に加わることができない実行委員の数は、本条の実行委員の数には算入しない。

(議決方法)

第8条 実行委員会に付議された事項は、議決に加わることができる実行委員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。なお、当該決議について特別の利害関係を有する実行委員は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第9条 実行委員会の決議の目的である事項について、議決に加わることのできる実行委員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の実行委員会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第10条 実行委員が、実行委員の全員に対し、実行委員会に報告すべき事項を書面又は電磁的方法により通知した場合においては、その事項を実行委員会に報告することを要しない。

(関係者の出席)

第11条 実行委員会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第12条 実行委員会の議事録については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

(権限)

第13条 実行委員会は、国民会議に設置する部会の部会長の選定及び解任を行う。

(決議事項)

第 14 条 実行委員会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 実施要領に定める事項

- イ 部会の設置又は改廃
- ロ 公認フォーラムの設置又は改廃
- ハ その他実行委員会が必要と認める事項

(報告事項)

第 15 条 各部会長は、毎事業年度に 1 回以上、自己の職務の執行状況を実行委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第 16 条 実行委員会の事務局は、実施要領第 31 条第 1 項の事務局がこれに当たる。

(改廃)

第 17 条 この規定の改廃は、事務局が案を作成し、実行委員会の決議によって行う。

(補則)

第 18 条 この規定に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が実行委員会に諮って定める。

附則

1 この規程は、平成 28 年 11 月 28 日から施行する。